

みやまえスポーツふえすていばる区長賞贈呈事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みやまえスポーツふえすていばる実行委員会に委託した区長賞贈呈事業に関し必要な事項を定める。

(対象及び基準)

第2条 区長は、区民のスポーツの振興、発展を促し、またスポーツを通じ、区民の健康増進および相互の親睦を深めることを目的として実施される大会（以下「大会」という。）に対し、次の各事項に該当するときは、区長賞を贈呈することができる。

- (1) 主に宮前区内において活動している団体であること。
- (2) 区全体の行事として実施される大会であること。
- (3) 区内全域から参加することができる大会であること。
- (4) その他、区民の相互親睦を深め地域の振興、発展に寄与すると区が認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各事項のいずれかに該当すると認められる大会については、区長賞の贈呈は行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的としているもの
- (3) 政治的及び宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (4) その他、区長が区長賞を贈呈するにふさわしくないと認めるもの

(贈呈内容)

第3条 前条の区長賞は、賞状及び副賞、又は賞状のみとし、区長賞の贈呈を希望する団体等の主催者（以下「主催団体」という。）からの申請に基づき、予算の範囲内で贈呈するものとする。

(申請及び報告)

第4条 主催団体は、原則として大会の実施1ヶ月前までに、区長賞贈呈依頼書（第1号様式）及び大会の開催要領、又は開催が確認できる資料等を添付し、区長に提出しなければならない。

2 主催団体は、大会終了後14日以内に、大会結果報告書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(事務)

第5条 区長賞の贈呈に関する事務は、みやまえスポーツふえすていばる実行委員会事務局（まちづくり推進部地域振興課）で処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、区長賞贈呈に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 みやまえスポーツふえすていばる区長賞贈呈要綱は廃止する。